

岐阜県公報

目次

規 則	岐卓鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然環境保全課)	一
規 則	岐卓県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二

規 則

岐卓鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐卓県規則第四十一号

岐卓鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
岐卓鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐卓県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「振興局（事務所）長 様」を「岐卓県知事 様」に改め、同様式注に次の一号を加える。

8 振興局（事務所）長に提出する場合には、「岐卓県知事」を「振興局（事務所）長」と記載すること。

別記第六号様式中「振興局（事務所）長 様」を「岐卓県知事 様」に改め、同様式注に次のように加える。

注 振興局（事務所）長に提出する場合には、「岐卓県知事」を「振興局（事務所）長」と記載すること。

別記第八号様式中「振興局（事務所）長 様」を「岐卓県知事 様」に改め、同様式注に次のように加える。

注 振興局（事務所）長に提出する場合には、「岐卓県知事」を「振興局（事務所）長」と記載すること。

別記第六号様式中「振興局（事務所）長 様」を「岐卓県知事 様」に、「注 鳥獣

飼養登録票を添付すること。 1 及び 2 「注1

鳥獣飼養登録票を添付すること。

振興局（事務所）長に提出する場合には、「岐阜県知事」を「振興局（事務 1 及び 2
所）長」と記載すること。 1

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号）の一部を次の
ように改正する。

別記第一号様式から別記第二十一号様式まで（別記第三号様式及び別記第四号様式を
「岐阜県知事 様

様

除く。）の規定中「岐阜県 振興局（ 事務所）長 様」を「振興局の所管区域
（振興局に置かれ

にあつては、振興局長 1 及び 2
る事務所の長を含む。）」

「岐阜県知事

定品兼川柳繁代中「岐阜県 振興局（ 事務所）長 印」を「振興局の所管
（振興局に置

印

区域にあつては、振興局長 1 及び「岐阜県 振興局（ 事務所）長に」を「知事（
かれる事務所の長を含む。）」

振興局の所管区域にあつては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に「
1 及び 2
附則

この規則は、公布の日から施行する。